

令和元年度

事業概要



令和 2 年 10 月

福井市保健所

Health Center of Fukui city

目 次

1 福井市保健所の概要	1
1 市の状況	1
2 沿革	4
3 組織	5
4 課・室別職種別職員配置表	6
5 福井市保健所運営協議会	6
6 主な定期業務	7
2 医事	8
1 医療施設の状況	8
2 医療安全相談	8
3 施術所	8
4 医療従事者数	9
3 病院・診療所の立入検査	10
4 薬事	11
1 薬事関係施設の状況	11
2 毒物劇物関係施設の状況	11
5 感染症対策	13
1 感染症対策	13
2 結核対策	15
3 エイズ対策	17
4 肝炎対策	18
5 風しん対策	19
6 健康危機管理体制の整備	20
7 母子保健	21
1 小児慢性特定疾病児童支援	21
2 不妊治療支援	22
8 難病支援	23
1 特定医療費(指定難病)支給認定申請状況	23
2 難病患者地域支援対策推進事業	23
9 精神保健支援	25
1 精神障がい者の地域生活支援	25
2 精神保健相談	26
3 普及啓発	26

4 自殺対策事業	26
10 栄養管理支援	28
1 栄養管理支援事業	28
2 食品表示(栄養成分表示)等の推進	28
3 国民健康・栄養調査	29
11 受動喫煙防止対策	30
12 食品衛生	31
1 食品衛生事業	31
2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発	33
3 食品による健康被害等に関する対応	34
13 動物愛護管理業務	35
14 環境衛生	36
1 生活衛生関係営業六法に基づく営業施設の衛生上の危害発生防止対策	36
2 浄化槽の法定検査受検率向上対策	36
3 特定建築物に対する監視指導	37
4 温泉	37
5 遊泳用プールの衛生管理の徹底	37
15 研修生・実習生の受入れ	38

※ 出典記載のないものは、福井市保健所調べ

1 福井市保健所の概要

1 市の状況

本市は、日本の中央部、中部地方の日本海に面した福井県の県都で、福井県の北部、福井平野の真ん中に位置しており、西方は山岳地帯を隔てて海水浴場と岩石美で有名な越前海岸に臨んでいるが、その他はおおむね平坦地でこの間を九頭竜、足羽、日野の 3 大河川が市内で合流し北方三国港に注いでいる。北方は坂井平野が開け坂井市、あわら市方面と相対し、東方は吉野嶽を超えて永平寺町、勝山市、大野市方面を臨み、南方は鯖江市、越前町等に隣接している。

市街地の中央部を JR 北陸本線が縦貫し、また福井駅を起点に JR 越美北線が東方に走り、えちぜん鉄道、福井鉄道が市内を走っている。また、国道 8 号、158 号、305 号、365 号、416 号をはじめ、主要地方道等が縦横に走り、県の政治、経済、文化の中心地となっている。

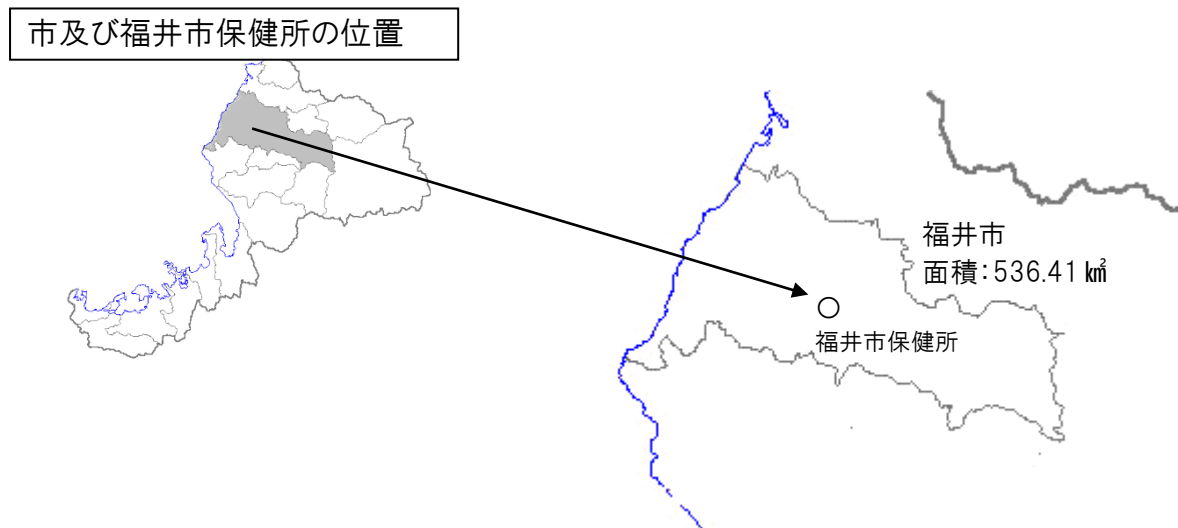


表1 住民基本台帳に基づく人口・世帯数

(12月31日現在)

年度	種別	世帯数	人口(人)			世帯平均 構成人員
			総数	男	女	
令和元年度	福井市	104,495	263,129	127,387	135,742	2.52
	福井県	296,938	779,978	379,100	400,878	2.63
平成30年度	福井市	103,494	264,326	127,838	136,488	2.55
	福井県	295,106	786,431	381,826	404,605	2.66
平成29年度	福井市	102,520	265,246	128,193	137,053	2.59
	福井県	292,500	790,719	383,618	407,101	2.70

出展：福井県の住民基本台帳人口

表2 国勢調査

(10月1日現在)

年度	種別	人口(人)			
		総数	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成27年度	福井市	265,904	34,073	151,638	121,047
	福井県	786,740	102,986	451,409	222,408
平成22年度	福井市	266,796	36,175	160,531	107,011
	福井県	806,314	112,192	485,409	200,942
平成17年度	福井市	269,144	38,501	172,177	57,264
	福井県	821,592	120,745	513,858	185,501

一部年齢不詳があるため総数に一致しない

表3 人口動態 出生数

年度	福井市		福井県		全国	
	出生数	人口千対	出生数	人口千対	出生数	人口千対
平成30年度	2,149	8.3	5,826	7.6	918,400	7.4
平成29年度	2,201	8.4	5,856	7.6	946,065	7.5
平成28年度	2,204	8.4	6,112	7.9	976,978	7.8

表4 人口動態 死亡数

年度	福井市		福井県		全国	
	死亡数	人口千対	死亡数	人口千対	死亡数	人口千対
平成30年度	2,959	11.4	9,221	12.1	1,362,470	11.0
平成29年度	2,909	11.1	9,347	12.2	1,340,397	10.8
平成28年度	2,914	11.1	9,228	12.0	1,307,748	10.5

表5 人口動態 死産数

年度	福井市		福井県		全国	
	死産数	出生千対	死産数	出生千対	死産数	出生千対
平成30年度	53	24.1	128	21.4	19,614	20.9
平成29年度	50	22.2	107	17.9	20,364	21.1
平成28年度	58	25.6	146	23.3	20,941	21.0

表6 人口動態 婚姻数

年度	福井市		福井県		全国	
	婚姻数	人口千対	婚姻数	人口千対	婚姻数	人口千対
平成30年度	1,232	4.7	3,274	4.3	586,481	4.7
平成29年度	1,259	4.8	3,381	4.4	606,952	4.9
平成28年度	1,236	4.7	3,453	4.5	620,707	5.0

表7 人口動態 離婚数

年度	福井市		福井県		全国	
	離婚数	人口千対	離婚数	人口千対	離婚数	人口千対
平成30年度	421	1.6	1,081	1.4	208,332	1.6
平成29年度	414	1.6	1,083	1.4	212,296	1.7
平成28年度	416	1.6	1,119	1.4	216,856	1.7

出展：人口動態統計（表3～表7）

表8 市内死因別死亡数及び率（人口10万対）

（平成30年）

		福井市	福井県	全国
人口	数	260,223	761,743	124,218,285
総死亡	死亡数	2,959	9,221	1,362,470
	人口10万対	1,137.1	1,210.5	1,096.8
悪性新生物	死亡数	811	2,386	373,584
	人口10万対	311.7	313.2	300.7
心疾患	死亡数	470	1,501	208,221
	人口10万対	180.6	197.0	167.6
肺炎	死亡数	222	715	94,661
	人口10万対	85.3	93.9	76.2
脳血管疾患	死亡数	262	760	108,186
	人口10万対	100.7	99.8	87.1
老衰	死亡数	179	739	109,605
	人口10万対	68.8	97.0	88.2
不慮の事故	死亡数	119	375	41,238
	人口10万対	45.7	49.2	33.2
腎不全	死亡数	66	171	26,081
	人口10万対	25.4	22.4	21.0
自殺	死亡数	36	106	20,031
	人口10万対	13.8	13.9	16.1
大動脈瘤及び解離	死亡数	29	120	18,803
	人口10万対	11.1	15.8	15.1
肺疾患	死亡数	41	108	17,275
	人口10万対	15.8	14.2	13.9
慢性閉塞性肺疾患	死亡数	35	110	18,577
	人口10万対	13.5	14.4	15.0
糖尿病	死亡数	32	97	14,181
	人口10万対	12.3	12.7	11.4
その他	死亡数	657	2,033	312,027
	人口10万対	252.4	267.0	251.3

注1) 県および市の人口は「福井県の推計人口」から(いずれも平成30年10月1日現在の日本人人口)

注2) 県および市の諸率は福井市保健所にて算出した((死亡数/人口)*100,000)

2 沿 革

平成28年度

	取組事項等
平成28年4月	福祉保健部保健センター保健所準備室設置

平成29年度

	取組事項等
平成29年4月	平成29年度実務研修職員派遣開始(8名)

平成30年度

	取組事項等
平成30年4月	福祉保健部保健センター保健所準備課設置 平成30年度実務研修職員派遣開始(14名) 県知事へ中核市指定申出の同意申入れ
平成30年9月	県議会で中核市指定申出同意議案を可決 総務大臣へ中核市指定申出
平成30年10月	中核市に指定する政令の閣議決定

令和元年度

	取組事項等
平成31年4月	福井市の中核市移行に伴い、福井市保健所(福井市西木田 2 丁目8-8)を開設、業務開始(4月 1 日)

3 組 織

(平成31年4月 1 日現在)

所長 ——— 保健企画課

- (1) 福井市保健所の管理及び運営に関する事。
- (2) 地域保健に係る統計等に関する事。
- (3) 医事に関する事。
- (4) 保健衛生関係従事者の免許に関する事。
- (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する事。
- (6) 柔道整復師に関する事。
- (7) 衛生検査所に関する事。
- (8) 歯科技工所に関する事。
- (9) 死体解剖保存に関する事。
- (10) 薬事に関する事。
- (11) 毒物及び劇物に関する事。

———保健予防室

- (1) 健康危機管理体制の整備に関する事。
- (2) 感染症対策に関する事。

———保健支援室

- (1) 精神保健福祉に関する事。
- (2) 受動喫煙防止対策に関する事。
- (3) 特定給食施設等の栄養指導に関する事。
- (4) 小児慢性特定疾病対策に関する事。
- (5) 難病の患者に対する医療等に関する事。

———生活衛生室

- (1) 食品衛生に関する事。
- (2) と畜場に関する事。
- (3) 食鳥処理に関する事。
- (4) 食品表示に関する事。
- (5) 狂犬病予防に関する事。
- (6) 動物の愛護及び管理に関する事。
- (7) 旅館、興行場、理容所、美容所、公衆浴場及びクリーニング所に関する事。
- (8) 家庭用品の規制に関する事。
- (9) 温泉に関する事。
- (10) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- (11) 化製場等に関する事。
- (12) 浄化槽の設置、保守点検及び清掃に関する事。

4 課・室別職種別職員配置表

(平成31年4月1日現在)

(人)

職 種	保健所長	保健企画課	保健予防室	保健支援室	生活衛生室	合 計
医師	1		1			2
獣医師					3(1)	3(1)
薬剤師		2(1)			6(2)	8(3)
保健師			6(2)	6(2)		12(4)
栄養士				1		1
社会福祉士				1		1
技術		1	1		2	4
事務		8	1	1	2	12
合計	1	11(1)	9(2)	9(2)	13(3)	43(8)

()内の人数は県からの派遣

5 福井市保健所運営協議会

保健、医療、福祉、衛生に係る施策を地域住民の意向に沿って推進するために、当保健所の運営に関する事項を審議する「運営協議会」を設置しています。

表9 福井市保健所運営協議会開催状況

(令和元年度)

開催日	令和元年8月1日(木)14:00～
場 所	福井健康福祉センター 3階 大会議室
議 題	福井市保健所運営協議会の運営について 福井市保健所の概要について 令和元年度福井市保健所の主な事業について

開催日	令和2年2月20日(木)14:00～
場 所	福井健康福祉センター 3階 大会議室
議 題	前回意見への対応について 令和元年度福井市保健所の主な事業について 令和2年度新規事業について その他 新型コロナウイルス感染症について ほか

表10 福井市保健所運営協議会委員名簿

(令和元年8月1日現在)

区 分	氏 名	役 職 名
医療関係団体	柏 原 謙 悟	福井市医師会会長
〃	岡 田 正 二 郎	福井市歯科医師会会長
〃	上 原 敏	福井市薬剤師会会長
〃	高 木 平 光	福井県獣医師会会長
〃	長 谷 川 ま ゆ み	福井県看護協会専務理事
学 校 関 係	菅 野 博	福井市学校保健会副会長
社会福祉関係団体	大 島 友 治	福井市民生児童委員協議会連合会会長
事 業 場	北 野 憲 太 郎	福井食品衛生協会会長
学 識 経 験 者	平 工 雄 介	福井大学学術研究院医学系部門教授
市 民	佐 々 木 恵 美 子	福井市食生活改善推進員連絡協議会会長
行 政	四 方 啓 裕	福井県福井健康福祉センター所長

(任期:令和元年8月1日～令和3年7月31日)

6 主な定期業務

(平成31年4月1日現在)

項 目	日 程	受付時間	備 考
栄 養 成 分 表 示 相 談	月 曜 日 ～ 金 曜 日	9:00～17:00	予 約 制
エ イ ズ ・ 肝 炎 相 談	月 曜 日 ～ 金 曜 日	8:30～17:15	
エ イ ズ ・ 肝 炎 検 査	通 常 検 査	毎 月 第 2 月 曜 日	14:00～16:00
	迅 速 検 査	毎 月 第 3 月 曜 日	9:00～10:30
	夜 間 検 査	毎 月 第 4 月 曜 日	17:00～19:00
精 神 保 健 相 談	精神科医師による	毎月第1・第3木曜日	14:00～17:00
	保健師等による	月 曜 日 ～ 金 曜 日	8:30～17:15
長期療養児等の相談	保健師等による	月 曜 日 ～ 金 曜 日	8:30～17:15

2 医事

1 医療施設の状況

診療所、歯科診療所または助産所の開設や構造設備（診察室、給食施設等）、診療科目等を変更する場合には、医療法に基づく許可または届出が必要となります。

表1 許可・届出件数

申請種別等 施設区分		(年度末) 施設数	申請・届出数							計
			開設許可	開設届	使用許可	変更許可	変更届	廃止届	その他	
令和元年度	一般診療所	263	9	13	9	9	58	8	66	172
	歯科診療所	139	2	7	0	5	13	5	47	79
	計	402	11	20	9	14	71	13	113	251

2 医療安全相談

医療に関する悩みや心配事について、公平・中立な立場で相談をお伺いし、医療機関とよりよい信頼関係が築けるよう福井市医療安全相談窓口を設置しています。

表2 相談件数

	令和元年度
相談件数	9

3 施術所

施術所を開設する場合や構造設備等を変更する場合には、柔道整復師法またはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（あはき法）に基づく届出が必要となります。

表3 届出件数

年度	施術所	施設数 (年度末)	届出数		
			開設届	変更届	廃止届
令和元年度	柔道整復師法	116	4	7	4
	あはき法	194	7	7	2

4 医療従事者数

国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師および業務に従事する看護職・歯科衛生士・歯科技工士は、2年に一度、12月31日現在における氏名や住所地、就業地を、翌年1月15日までに届け出ることが義務付けられています。当保健所ではそれらの届出を受理し、審査・集計を行っています。

表4 市内従事医師、歯科医師、および薬剤師

(平成30年12月31日現在)

	医師		歯科医師		薬剤師	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
福井市	979	376.2	201	77.2	677	260.2
福井県	2,057	265.8	445	57.5	1,466	189.4
全国	327,210	258.8	104,908	83.0	311,289	246.2

(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」)

表5 市内看護職、歯科衛生、歯科技工士就業数

(平成30年12月31日現在)

	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
福井市	155	137	4,439	1,051	322	118
福井県	477	248	8,992	2,830	734	270
全国	52,955	36,911	1,218,606	304,479	132,635	34,468

(厚生労働省「衛生行政報告例」・「業務従事者届」)

3 病院・診療所の立入検査

医療法第25条第1項の規定に基づき、病院、診療所が定められた人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として立入検査を実施しています。病院については県と合同で、診療所については市単独での立入検査を実施しています。

表 立入施設数

	実施頻度	令和元年度
病 院	1回/年	27
有床診療所	1回/3年	9
無床診療所	1回/5年	32
歯科診療所		30
合 計		98

4 薬事

1 薬事関係施設の状況

薬局の開設、医薬品や医療機器等の販売をする場合には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、許可・届出が必要となります。

市内の施設数は表1のとおりで、これら施設に対し、開設時などの通常監視指導のほか、「医薬品等一斉監視指導」、「医療機器等一斉監視指導」の各強化期間に監視指導を実施しています。薬局開設者等に対しては、医薬品等の品質管理や適切な情報提供、薬剤師等の配置などについて指導しています。また、医療機器販売業者に対しては、販売管理体制などについて指導しています。

表1 薬事関係施設数および監視数

区分			施設数(年度末)	監視数(延べ数)
医薬品	薬 局		118	47
	薬局製造販売医薬品製造業		9	2
	薬局製造販売医薬品製造販売業		9	2
	店舗販売業		79	42
	薬種商販売業		1	0
医療機器	販売貸与業	高度管理医療機器	101	24
		管理医療機器	322	10
	販売業のみ	高度管理医療機器	112	27
		管理医療機器	384	12
	貸与業のみ	高度管理医療機器	0	0
		管理医療機器	1	0
計			1,136	166

2 毒物劇物関係施設の状況

毒物または劇物を販売する場合には、毒物及び劇物取締法に基づく登録・届出が必要となります。また、特定の業種については、毒物または劇物を業務上取扱うことについても届出が必要となります。

市内の施設数は表2のとおりで、これらの施設に対し、毒物・劇物の流失等の事故防止や盗難防止を図るため、保健衛生上の見地から、適切な管理に必要な監視指導を行っています。

表2 毒物劇物関係施設数および監視数

区分		施設数(年度末)	監視数(延べ数)
毒物劇物販売業	一般	165	21
	農業用品目	21	2
	特定品目	10	2
業務上取扱者	電気メッキ業	4	0
	金属熱処理業	0	0
	運送業	3	0
計		203	25

5 感染症対策

「感染症の患者及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という)に基づき、医師や獣医師、指定医療機関からの発生届出により、感染症のまん延防止のために迅速かつ的確に対応するほか、患者に対する適切な医療の提供を図ります。また、正しい知識の普及啓発や検査・相談、感染症発生動向調査などにより、感染症の発生予防及びまん延防止に努めています。

1 感染症対策

(1) 感染症発生届出状況

感染症法に基づく発生届出があった際は、必要に応じ、感染経路を究明し、感染拡大を防止するため、感染源との接触状況や発症までの行動等を迅速に調査します。なお、1 類から3類感染症については、就業制限や行政検査としての接触者の健康診断等を実施します。

表1 感染症発生届出状況 (令和元年 12 月 31 日現在)

感染症発生届出疾患		件 数
1 類		0
2 類	結核	34
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	9
4 類	E 型肝炎	3
	レジオネラ症	4
5 類	ウイルス性肝炎	1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	8
	急性脳炎	3
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	4
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	9
	水痘(入院例)	3
	梅毒	7
	百日咳	36

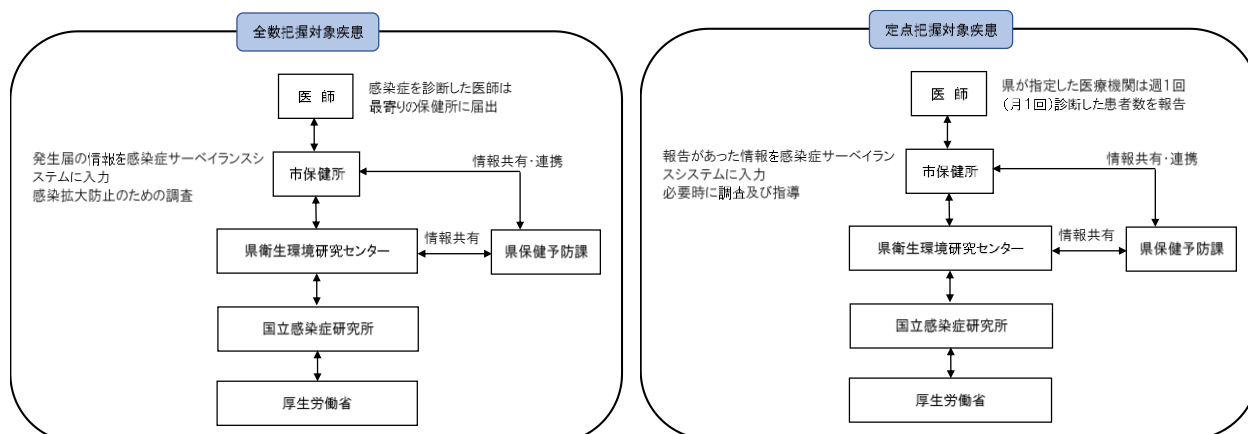
注 感染症は、症状の重さや病原体の感染力の強さなどにより、1 類～5 類までの5種類に分類されています。

(2) 感染症発生動向調査

感染症法に基づき、あらかじめ法律で定められた感染症について、診断した医師からの報告をもとに、感染症の発生状況を把握・分析し、情報提供することにより、感染症の発生及びまん延を防止するものです。

1 類感染症から4類感染症と、5類感染症のうち全数把握対象疾患については、全ての医療機関から発生情報を収集し、5類感染症のうち定点把握対象疾患については、福井県が指定した医

療機関から発生情報を収集しています。なお、福井県衛生環境研究センターが県下全域の結果を分析・公表し、福井市では、市内の医療機関や市内の関係所属等へ情報提供をしています。



(3) 感染症に関する普及啓発研修会

結核及びその他の感染症に関する研修会を通じて、正しい知識の普及を図り、感染症の発生予防及び拡大防止に関する研修会等を開催しました。

表2 研修会実施状況

開催日	対象者	内容	参加者数
7月24日	公私立保育園、認定こども園、公私立幼稚園、地域子育てセンターの保育士等	講義：子どもの予防接種と感染症について 演習：標準予防策と吐物処理について	51
8月7日	公立保育園長	講義：感染症の標準予防策について	32
8月22日	公私立保育園、認定こども園、公私立幼稚園、地域子育てセンターの保育士等	講義・演習：事例から学ぶ感染症対応	49
9月25日	高齢者施設職員等	講義：結核の基礎知識と発生時の対応	36
12月4日	一般市民、高齢者・児童福祉施設職員等	講義：冬に流行する感染症	36

(4) 感染症診査協議会

感染症法第24条により、感染症の診査に関する協議会を設置し、症状が急性で、迅速かつ的確な対応が必要とされる1類感染症、2類感染症等の患者の入院及び医療費公費負担の必要性

について、学問的、専門的及び法律的観点から診査します。

福井市では、福井県感染症診査協議会の結核部会委員7名に福井市感染症診査協議会委員を委嘱し、県と合同で協議会を開催しています。

表3 診査件数 (件)

入院勧告	公費負担
72	65

2 結核対策

(1)結核登録状況

結核と診断した医師から保健所へ届出があり、結核患者として登録します。登録に基づき、服薬支援の他、医療費の公費負担、治療終了後の再発の有無の確認等、患者の管理を行い、結核のまん延防止を図ります。

表4 新登録患者数(令和元年12月31日現在) (人)

活動性結核								潜在性 結核 感染症
総数	肺結核活動性						肺外結核	
	総数	喀痰塗抹陽性			その他の 結核菌 陽性	菌陰性 ・ その他		
		総数	初回治療	再治療				
32	20	5	4	1	11	4	12	11

表5 新登録患者病類別年齢別 (人)

年齢	活動性結核			潜在性結核感染症
	肺結核	肺外結核	合計	
0～9歳	0	0	0	2
10歳代	0	0	0	1
20歳代	1	1	2	2
30歳代	0	0	0	0
40歳代	0	0	0	1
50歳代	0	0	0	3
60歳代	1	0	1	1
70歳代	2	3	5	0
80歳代	9	4	13	1
90歳以上	7	4	11	0
合計	20	12	32	11

(2)接触者の健康診断

接触者に対して健診を行い、感染者及び発病者を発見し、治療につなげます。

表6 接触者健診実施状況

(人)

対象者数	受診者数	受診率 (%)	受診会場		検査項目					
			保健所	医療機関	胸部 X-P	喀痰検査	ツ反	IGRA 検査	受診料	
									初診	再診
147	147	100	109	38	28	4	11	120	13	7

(3)結核患者の管理検診

治療終了者に対して、再発のおこりやすい2年間、6か月に1回、胸部レントゲン検査等の検診を行い、再発の早期発見を図ります。

表7 管理検診実施状況

(人)

対象者数 (延人数)	受診者数	受診率 (%)	検査区分		診察	
			喀痰	X線検査	初診	再診
106	104	98.1	2	104	8	11

(4)地域DOTS(直接)

結核のまん延防止および多剤耐性結核の発生防止を目的として、結核患者に対し、確実な抗結核薬服用のため、訪問等による服薬支援を行います。

表8 地域DOTS実施状況

実件数	延件数
35	232

(5)結核定期健康診断

感染症法第53条の2により事業者、学校の長、矯正施設その他の施設の長及び市町村長は結核にかかる定期の結核健康診断を行い、感染症法第53条の7により市長に報告することとされています。定期的に健康診断を実施することにより、結核の早期発見・早期治療につなげます。

表9 定期健康診断実施状況

(人)

	事業者	学 校	施設の長	住民健診	合 計
間接撮影者数	2,664	1,819	542	10,577	15,602
直接撮影数	11,670	4,010	1,393	0	17,073
喀痰	0	0	4	0	0
被発見者数	結核患者	0	0	0	0
	結核の恐れがある者	0	0	0	0

(6)結核予防事業補助金

私立学校、福祉施設の設置者等が行う結核の定期健康診断に対してその費用の3分の2を補助することにより、定期健康診断の実施を促します。

表10 交付決定状況

学校		施設	
施設数	受診者数	施設数	受診者数
11	2,905	16	796

(7)結核予防普及啓発

結核の発生予防及びまん延防止を図るため、結核に関する正しい知識の普及啓発に努めています。

表11 普及啓発実施状況

開催日	対象者	内容	参加者数
7月6日	市民及び保健衛生推進員 (市健康管理センター主催)	講演：結核は過去の病気と思いません か	49
9月24日 ～ 9月30日 (結核予防週間)	一般市民	市政広報及びホームページへの掲載 街頭キャンペーン がん検診等保健事業でのチラシ配布 公共施設でのチラシ設置	195
9月25日	高齢者施設職員等	講義：結核の基礎知識と発生時の対応	36

3 エイズ対策

(1)HIV抗体検査・エイズ相談

定例の HIV 抗体検査のほか、検査普及週間及び世界エイズデーに合わせた休日検査を実施しています。また、検査に関する普及啓発を図る街頭キャンペーンや、電話相談も実施しています。

表12 検査及び相談実施状況

	通常検査	迅速検査	夜間検査	計	相談件数
実施回数	8	10	9	27	343
受検者数	32	85	56	173	

表13 HIV 抗体検査内訳(性別、年齢階層別)

(人)

年代	19歳以下		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		計
性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
検査数	3	3	28	34	33	15	26	8	12	1	6	1	2	1	173

(2)普及啓発

HIV抗体検査が必要な人が受検できるよう検査について周知を図ります。

- ・ ホームページ
- ・ エイズ関連情報サイトへの掲載(HIV検査・相談マップ、エイズ予防情報ネット)
- ・ 市政広報(6月及び12月休日イベント検査)
- ・ 医療機関及び公共機関等でのポスター掲示及びチラシ・カードの設置
- ・ SNS(ツイッター及びフェイスブック)
- ・ 街頭キャンペーン(11月)

4 肝炎対策

肝炎ウイルスの感染者を早期に発見するために、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を実施するとともに、相談や陽性者フォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ります。

(1)肝炎ウイルス検査及び相談

市内医療機関のほか、市保健所のHIV抗体検査実施日に合わせて、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施しています。また、電話相談は随時実施しています。

表14 検査・相談実施状況

(人)

検査件数						相談件数	
医療機関			保健所			B型	C型
B型のみ	C型のみ	B型及びC型	B型のみ	C型のみ	B型及びC型	360	178
0	1	72	1	0	109		

(2)陽性者フォローアップ

肝炎ウイルス検査の他、健康増進事業における肝炎ウイルス検診等により、B型又はC型肝炎ウイルスに感染している可能性が高く、保健所からの確認に同意をした方に対して、調査票を郵送し、医療機関の受診状況や診療状況を確認します。

表15 検査・相談実施状況

対象者	実施者数
12	12

(3)肝炎治療医療費助成及び肝がん・重度肝硬変研究促進事業申請事務

B型及びC型肝炎医療費助成事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、初回精密検査及び定期検査費用の助成について申請窓口を設置し、福井県への進達事務を行っています。

表16 申請件数 (件)

	令和元年度
インターフェロンフリー治療	54
核酸アナログ製剤治療	12
核酸アナログ製剤治療(更新)	216
初回精密検査	11
定期検査	5
肝がん・重度肝硬変	2

5 風しん対策

妊婦が風しんに感染すると胎児に先天性の障がいが生じる先天性風しん症候群の発生を予防するため、妊娠を希望する女性やその配偶者等に対して、予防接種が必要である者を効率的に抽出する風しん抗体検査を実施し、風しんの感染予防及びまん延防止を図ります。

表17 風しん抗体検査実施状況 (人)

対象者	受検者数	低抗体価数	予防接種者数
妊娠を希望する女性	210	97	52
妊娠を希望する女性の配偶者等の同居家族	99	37	25
風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者等の同居家族	17	4	4
計	326	138	81

6 健康危機管理体制の整備

地域において発生しうる健康危機について、迅速かつ適切な対応が図れるよう、感染症や災害発生時における対応手順書の作成や、訓練や人材の育成、必要な機器及び機材の配備等を行い、健康危機管理体制の整備を図っています。

表 実績

項 目	内 容
健康危機管理所内調整会議	・各課及び室に健康危機管理担当者を配置、月1回委員会を開催(8月以降6回開催)
研修会及び訓練	・防護具着脱訓練(8/22、8/27) ・福井健康福祉センター主催のクロノロ訓練への参加(1/29) ・患者搬送訓練(1/24)
各種マニュアルの整備	・福井市保健所災害時アクションカードの作成

7 母子保健

1 小児慢性特定疾病児童支援

小児慢性特定疾病とは、18歳未満(引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満)の児童が、その疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、生命に危険が及ぶおそれがあるもので、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病です。

(1)小児慢性特定疾病医療費支給認定

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成の観点から、疾患の治療方法の確立と普及、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成しています。

表1 小児慢性特定疾病支給認定状況

	令和元年度
認定数	227

表2 指定小児慢性特定疾病医療機関数

(施設)

	病院・診療所	歯科	薬局	訪問看護ステーション	合計
令和元年度	52	8	103	26	189

表3 小児慢性特定疾病指定医数

	令和元年度
指定医数	171

(2)小児慢性特定疾病自立支援事業

児童福祉法に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童等及びその家庭からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行っています。

表4 保健師等による相談・訪問指導件数

(件)

	面接相談	電話相談	訪問相談
令和元年度	54	70	30

表5 講演・相談会

月 日	内 容	参加者数
11月17日(日)	・講演「長期療養児の在宅生活について」 「育児・家事・仕事を両立した先輩ママの体験記」 ・相談会	18

2 不妊治療支援

不妊治療のうち、医療保険の適用がない特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けた方の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を、平成16年度から実施しています。また、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採助法(TESE)等の費用の一部を助成する「男性不妊治療」は、平成29年度から実施しています。

平成30年度までは、国・県の助成を県が、市の助成を健康管理センターが行っていましたが、令和元年度から一括して福井市保健所で行っており、市民にワンストップで対応しています。

表6 特定不妊治療費助成件数(延べ)

		令和元年度	
助成件数		561	
	うち男性不妊		4

8 難病支援

1 特定医療費(指定難病)支給認定申請状況

難病は、原因が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病で、長期療養が必要と考えられています。難病法(平成27年1月施行)に規定された指定難病の患者に対し、特定医療費の支給のための申請窓口を設置し、福井県への進達事務を行っています。

令和元年7月に対象となる疾病数は、333疾病となりました。

表1 特定医療費(指定難病)支給認定申請状況 (件)

申請年度	新規申請	変更申請	更新申請
令和元年度	308	1,206	1,734

2 難病患者地域支援対策推進事業

難病の患者及び家族の療養上の不安解消を図るとともに、適切な在宅療養支援が実施できるよう、地域の関係機関、庁内関係課等と連携しています。

(1) 医療相談事業

患者等の療養上の不安解消を図るため、難病に関する正しい知識の普及と医師等専門職の相談を受ける機会を設けています。

表2 医療相談事業実施状況

月 日	内 容	参加者数
9 月 20 日(金)	・講演 「潰瘍性大腸炎・クローン病の方の病態・治療と食事療法」 ・個別相談(医師・管理栄養士による相談)	講演 53 個別相談延 9
10 月 11 日(金)	・講演、運動実技 「パーキンソン病の方の筋力維持や動作に役立つ体操」 ・個別相談(理学療法士による相談)	講演 55 個別相談 3

(2) 相談・訪問指導事業

医療・保健・福祉・介護等に関する支援を必要とする患者やその家族が抱える日常及び療養上の不安の解消を図るため、保健師等が訪問等により相談に応じています。

表3 相談・訪問指導件数 (件)

	面接相談	電話相談	訪問相談	ケア会議	連絡調整
令和元年度	228	358	81	5	58

(3) 難病対策地域協議会

難病患者支援に携わる各分野の代表者が、地域における難病患者等への支援体制について、関係部局及び関係機関と情報を共有し、地域の実情に応じた体制が構築できるよう、協議等を行っています。

表4 難病対策地域協議会開催状況

月 日	内 容	参加者数
8 月 23 日	・福井市の難病患者概要及び難病対策事業 ・各機関における難病患者への支援の現状	11
1 月 31 日	・難病患者の支援における課題について ・災害時支援対象者の状況について ・人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援について	10

(4) 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

災害時において、人工呼吸器装着者をはじめとする医療ニーズの高い難病患者に対しては、難病の特性を踏まえた対応策が求められており、在宅の難病患者、家族、支援に関わる者が適切に対応できるよう、平時からの体制整備を図っています。

表5 難病患者災害時個別対応マニュアルの作成状況

		令和元年	
対象者		8	
	うち作成済		8

9 精神保健支援

1 精神障がい者の地域生活支援

精神保健福祉法第 22 条から第 26 条の 3 の規定に基づき、措置入院等となった方の退院後の支援に関する計画を作成し、地域でその人らしい生活を安心して送られるよう支援しています。また、精神保健福祉に関わる組織の自主的な活動を支援するため、相談助言を行っています。

(1) 通報等の経由

精神保健福祉法第 22 条、23 条、26 条の 2 及び 3 の規定に基づく通報等を受けた場合には、速やかに福井健康福祉センターに連絡するとともに市が保有する必要な情報を提供します。

表1 通報・保護申請状況 (件)

年度	申請・通報状況					処理状況※		
	一般申請 (22 条)	警察官通報 (23 条)	病院管理者 (26 条の 2)	医療観察対象 (26 条の 3)	合計	措置入院	措置不要	合計
令和元年度	10	49	1	0	60	30	30	60

※入院措置を行う権限は県知事が有しており、その実務は、福井健康福祉センターが行います。

(2) 退院後支援

表2 退院後支援計画作成及び支援状況

年度	作成件数	支援者数	
		支援中	支援終了
令和元年度	6	3	3

(3) 組織の育成

表3 自主グループの一覧

名称	活動内容	開催状況
精神保健福祉ボランティア「クレヨン」	精神病院デイケアを中心に、お茶・習字・書道・生花・絵画などの活動や話し相手など	学習会 月 1 回 役員会 随時
摂食障害者家族会「バンビの会」	家族同士の話し合い、「ゆつくりの会」(当事者の会)を開催など	例会 月 1 回
精神障害者家族会「あすわ会」	たまり場(会員同士の交流等)の運営、相談事業(市民対象の相談会)の開催など	役員会 月 1 回 例会 月 1 回

2 精神保健相談

精神保健福祉法に基づき、精神科医師等が心の健康や受診、社会復帰などのさまざまな相談に応じています。

・精神科嘱託医による相談：月2回 予約制

・保健師等による相談：随時

表4 精神科医師による相談

	開催回数	相談件数
令和元年度	22	47

表5 保健師等による相談・訪問指導件数 (件)

	面接相談	電話相談	訪問相談	ケア会議	連絡調整
令和元年度	176	723	305	66	250

3 普及啓発

精神保健福祉法に基づき、市民の精神的健康が保たれるよう、心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を行っています。また、精神障がい者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する市民の関心と理解を深めるため、講演会の開催等をとおして、精神障がいについての正しい知識の普及を図ります。

表6 精神保健講演会開催状況

月日	内容	参加者数
2月16日(日)	・講演「こころの病気について理解しましょう ～統合失調症・うつ病について～」	59

4 自殺対策事業

自殺対策基本法に基づき、自殺対策に係る関係機関と連携し、相談支援や地域で支援する人材育成を行い、自殺予防及び自殺予防に関する市民の意識の向上を図ります。

(1)対面相談

弁護士や精神科医、臨床心理士等の専門職を一堂に会し、ワンストップで様々な相談に応じ、悩みを抱えている人の支援を行います。

表7 悩みごと総合相談会開催状況

月日	事業名	参加者数(延べ)
9月14日(土)	第1回悩みごと総合相談会	9(12)
3月 7日(土)	第2回悩みごと総合相談会	11(13)

(2)人材育成

自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を養成します。

表8 ゲートキーパー養成研修実施状況

月日	内容	参加者数
10月19日(土)	・講演「悩んでいる人に声をかけてみませんか」	47

10 栄養管理支援

1 栄養管理支援事業

健康増進法第18条第2項に基づき、保健所の栄養指導員が、給食施設の栄養管理業務担当者のスキルアップを目的とした研修や情報提供を行い、利用者の健康増進や栄養ケアの向上を推進しています。また、規模の大きな特定給食施設を中心に巡回指導を行い、適切な栄養管理の実施及び管理栄養士・栄養士の配置を推進しています。

表1 特定給食施設巡回指導実施状況

		学校	病院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	その他	小計	合計
対象施設数	特 定	59	19	9	18	60	3	2	170	379
	その他	25	8	5	76	33	10	52	209	
指導実績	特 定	26	19	0	8	39	0	0	92	137
	その他	8	8	0	6	12	3	8	45	

表2 集団指導(研修会等)実施状況

月 日	内 容	参加者数
7 月 30 日	学校給食関係職員夏季研修会(主催:福井市教育委員会) ・情報提供「学校給食施設巡回指導結果について」	栄養教諭、栄養職員、調理技師等 180 人
10 月 17 日 10 月 24 日	《第1回栄養管理支援研修会》 ・情報提供「福井市の防災対策について」 ・講演「災害時に役立つ食の備え」 ・情報交換	病院、高齢者施設/ 学校、児童福祉施設等 50 人×2 回 計 100 人
2 月 7 日	《第2回栄養管理支援研修会》 ・講演「食物アレルギーに関する最新情報」 ・情報提供「食品表示法におけるアレルギー表示について」	施設長、管理栄養士、 栄養士、調理員、給食責任者等 55 人

2 食品表示(栄養成分表示)等の推進

平成27年4月に食品表示法が施行されたことから、保健所では法令の周知活動を行うとともに、栄養成分表示の相談窓口を開設し、事業者の取り組みを支援しています。また、健康増進法に基づく虚偽誇大表示等についても指導助言を行っています。

表3 食品表示法(栄養成分表示)及び健康増進法(虚偽誇大表示等の禁止)の相談対応状況

年度	食品表示法 (栄養成分表示)	健康増進法 (虚偽誇大表示等)
令和元年度	112	2

表4 法令の周知活動

年度	回数	人数
令和元年度	51	2,829

3 国民健康・栄養調査

健康増進法第10条に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図る基礎資料を作成するため、市保健所が国(厚生労働省)からの委託を受け、国民の身体状況や栄養摂取量、生活習慣の状況を明らかにする調査に関する事務を行います。

令和元年度は国からの地区指定がなかったため、調査の実施はありませんでした。

11 受動喫煙防止対策

健康増進法の一部を改正する法律に基づき、施設管理者等において、施設の区分に応じ施設の一定の場所を除き喫煙を禁止することなど、講ずべき措置を総合的かつ効果的に推進し、望まない受動喫煙を防止します。

表1 周知啓発

周知方法	周知先
チラシの配布	食品衛生講習会受講者、商工会関係者、保健所窓口、市関係所属等
研修会での説明等	事業所対象の受動喫煙対策説明会 風俗営業及び特定遊興飲食店営業者管理者講習
【その他】市政広報7月10日号、9月10日号、行政チャンネルCM、市保健所ホームページ、福井商工会議所Eメールニュース、福井商工会議所会報	

表2 相談等対応状況

年度	相談件数
令和元年度	78

表3 喫煙可能室設置施設の届出状況

年度	届出受理件数
令和元年度	186

既存の小規模な飲食店については、経過措置として、店内で飲食等に加え喫煙することもできます。

12 食品衛生

1 食品衛生事業

(1)食品衛生監視指導(食品衛生法第24条に基づく監視計画)

市で毎年度策定する監視指導計画に基づき、許可を要する営業施設及び許可を要さない集団給食施設等の監視指導を計画的に実施しています。

(2)食品衛生関係許可事務

食品衛生法に基づく新規許可、継続許可及び変更・廃止等の手続き、並びにこれらに伴う監視指導を実施しています。

表1 食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設数・監視指導の状況

項 目 業 種		令和元年度				
		営業施設数 (年度末)	許可施設数		廃業施設数	監視指導施設数
			継続	新規		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,046	102	62	85	438
	仕出し屋・弁当屋	446	41	41	33	216
	旅館	84	10	0	5	35
	その他	2,220	204	217	222	913
菓子(パンを含む。)製造業		485	54	47	31	248
乳処理業		1	1	0	0	3
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0
乳製品製造業		7	0	1	0	9
集乳業		0	0	0	0	0
魚介類販売業		419	49	27	31	259
魚介類せり売り営業		2	0	0	0	4
魚肉ねり製品製造業		3	0	0	0	3
食品の冷凍又は冷蔵業		28	5	6	3	31
かん詰又はびん詰食品製造業		6	0	0	0	2
喫茶店営業		634	76	31	97	119
あん類製造業		3	0	0	0	1
アイスクリーム類製造業		95	8	15	6	47
乳類販売業		589	87	30	69	255
食肉処理業		31	5	1	4	26
食肉販売業		364	47	28	36	228
食肉製品製造業		4	1	0	0	5
乳酸菌飲料製造業		1	1	0	0	3

食用油脂製造業	1	0	1	0	1
マーガリン又はショートニング*製造業	0	0	0	0	0
みそ製造業	14	0	1	1	6
醤油製造業	11	1	0	0	7
ソース類製造業	16	1	0	1	3
酒類製造業	13	2	0	1	3
豆腐製造業	21	2	0	2	9
納豆製造業	3	1	0	0	2
めん類製造業	31	2	5	3	20
そうざい製造業	157	25	17	8	128
添加物製造業(法第 11 条第1項対象 (規格基準あり))	1	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	9	1	1	0	6
氷雪製造業	3	2	0	0	6
氷雪販売業	2	0	0	0	4
計	6,750	728	531	638	3,040

表2 食品衛生法による許可が不要である食品営業関係施設数・監視指導の状況

業種		項目	令和元年度	
			施設数 (年度末)	監視指導 施設数
給食施設	学 校		51	50
	病院・診療所		47	23
	事業所		6	3
	その他		146	99
乳さく取業			0	0
食品製造業			64	51
野菜果物販売業			80	152
そうざい販売業			252	174
菓子(パンを含む。)販売業			245	146
食品販売業(その他)			264	222
添加物製造業(規格基準なし)			0	0
添加物販売業			236	119
氷雪採取業			0	0
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業			239	131
計			1,630	1,170

(3)食品の収去(食品衛生法第28条に基づく食品の行政検査)

計画的に市内外に流通する食品の検査を行い、安全を確認しています。令和元年度の検査件数は163件、そのうち不適合件数7件については、速やかに改善したことを確認しています。

表3 食品収去検査の状況

事業名	対象食品	令和元年度	
		検査件数	不適合件数
春の行楽地衛生対策	一般食品(菓子、弁当等)	12	0
牛乳の成分規格等検査	牛乳	1	0
夏期食品一斉取締り	一般食品	52	2
輸入食品対策	冷凍食品、清涼飲料水、加工食品、菓子等	9	0
畜水産食品検査	魚介類、鶏卵、食鳥肉	6	0
野菜・果実検査	市内産野菜・果実、市外産または輸入野菜・果実	6	0
秋の行楽地衛生対策	一般食品(菓子、弁当等)	12	3
玄米検査	市内産玄米	1	0
液卵のサルモネラ検査	液卵	2	0
添加物表示対策	醤油、みそ、魚介類加工品	7	0
年末食品一斉取締り	一般食品	45	2
グダアモニタリング	ヒラメ	1	0
容器包装等検査	容器包装、玩具等	3	0
遺伝子組換え食品検査	大豆食品(豆腐)	2	0
アレルギー表示検査	加工食品	2	0
ジビエ肉モニタリング	イノシシ肉、鹿肉等	2	0
計		163	7

2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発

許可を要する営業施設の食品衛生責任者等を対象とした定期講習会及び許可を要さない集団給食施設等の調理従事者を対象とした講習会など、依頼に応じた出前講習会を実施し、総受講者数は3,679名でした。

表4 食品衛生講習会の実施状況

年度 \ 項目	定期講習会		出前講習会	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
令和元年度	41	2,357	22	1,322

3 食品による健康被害等に関する対応

(1)食中毒に関する調査(食品衛生法第56条等)

令和元年度の市内の食中毒発生は4件で、病因物質は下表のとおりでした。

表5 食中毒発生の状況

年度	発生日	患者数/ 摂食者数	原因食品	病因物質
令和元年度	H31.4.14	2 / 3	自宅で調理したスイセン(ニラまたはタマネギと誤認)の入ったカレーライス	植物性自然毒
	R1.6.12	1 / 1	魚介類販売施設が販売した生食用アジ	アニサキス
	R1.6.19	3/16	飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス
	R2.1.6	3/32	飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス

(2)食品による健康被害等に関する行政処分(食品衛生法第54条等)

令和元年度は、被害の拡大防止・原因究明及び再発防止を図るために、食品衛生法に基づく行政処分として、3(1)の食中毒原因施設3件の営業者に対して営業停止命令を行いました。

表6 行政処分の状況

項目 年度	処 分 件 数					
	営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他
令和元年度	—	—	3	—	—	—

(3)一般相談への対応

飲食店などの開業や食品表示に関する相談及び喫食後の体調不良・異物混入などの苦情について、迅速かつ丁寧に対応しています。総合相談件数は2,200件あり、相談及び苦情の内訳は下表のとおりでした。

表7 食品関係相談の状況

項目 年度	食品総合相談件数						
		相談			苦情		
		営業	表示	その他	食中毒・ 有症苦情	不良食品・ 異物混入	その他
令和元年度	2,200	1,019	177	877	71	40	16

13 動物愛護管理業務

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業及び特定動物飼養許可施設に対して監視等を行っています。

表1 第一種動物取扱業^{※1}登録施設数・監視指導の状況

年度	施設数	業種内訳					監視 指導数
		販売	保管	貸出	訓練	展示	
令和元年度	74	32	49	1	4	10	111

※1 有償・無償の別を問わず反復・継続して事業者の営利を目的として動物の取扱いを行う、社会通念上、業として認められる行為。

表2 第二種動物取扱業^{※2}届出施設数・監視指導の状況

年度	施設数	業種内訳				監視 指導数
		譲り渡し	保管	貸出	展示	
令和元年度	3	1	0	1	2	4

※2 営利を目的とせず、飼養施設を設置して一定数以上の動物の取扱いを行う行為。

表3 特定動物^{※3}飼養許可施設数・監視指導の状況

年度	施設数	動物種	頭数	監視 指導数
令和元年度	1	おながざる科 マカク属 ニホンザル	20	1

※3 人の生命・身体又は財産に危害を加える恐れのある危険動物で、政令で、クマ、トラ、ワニ、マムシ等の哺乳類、鳥類、爬虫類約650種が定められている。動物園や試験研究施設等の特定目的で、特定動物を飼養するためには動物の種類や飼養施設ごとに都道府県知事等の許可が必要となる。なお、令和2年6月1日から愛玩目的等で特定動物を飼養することは禁止されている。

14 環境衛生

1 生活衛生関係営業六法に基づく営業施設の衛生上の危害発生防止対策

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法（営業六法）に基づく営業施設について監視指導を実施しています。

レジオネラ症予防対策として、循環式浴槽を有する公衆浴場や旅館64施設に対して監視指導を実施しました。浴槽水については、行政検査によりレジオネラ菌の有無を確認し、安全性の確保指導を行っています。

表1 営業六法施設数・監視指導の状況

項 目 業 種		令和元年度			
		営業施設数 (年度末)	新規施設数	廃業施設数	監視指導 施設数
理容所		299	5	7	35
美容所		736	41	25	175
クリーニング所	洗濯所	79	1	0	6
	取次所	243	5	15	5
公衆浴場	普通	8	0	0	1
	特殊	41	4	1	19
旅館	ホテル	26	0	1	9
	旅館	73	0	1	21
	簡易宿所	49	4	1	14
	下宿	-	-	-	-
	特例	1	0	1	0
興行場	常設	22	0	0	1
	仮設	-	-	-	-
計		1,578	60	52	283

2 浄化槽の法定検査受検率向上対策

浄化槽法に基づき、浄化槽設置の届出の受理、保守点検業の登録等に係る事務を実施しています。浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽の法定検査未受検、管理不備等に対する指導を行っています。

表2 浄化槽設置基数・浄化槽保守点検業届出の状況

項目 年度	浄化槽 設置基数	保守点検業 (登録件数)
令和元年度	11,573	4

3 特定建築物に対する監視指導

多数の人々が利用・使用する一定規模以上の興行場、百貨店、事務所、学校などの特定建築物に対し、定期的に監視指導を行っています。令和元年度の監視指導数は、31件でした。また、特定建築物の環境衛生管理業務を行う建築物衛生管理業に関する登録事務を行っています。

表3 特定建築物施設数・監視指導の状況

種別	令和元年度	
	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
興行場	1	0
百貨店	7	0
店 舗	23	8
事務所	50	10
学 校	12	0
旅 館	17	6
その他	17	7
計	127	31

4 温泉

温泉法に基づき、温泉利用許可施設への立入等監視指導を行っています。令和元年度の監視指導施設数は、温泉利用施設6件でした。

表4 温泉施設数・監視指導の状況

種別	浴用許可		飲用許可	
	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
令和元年度	34	6	5	0

5 遊泳用プールの衛生管理の徹底

16件の対象施設に対し、国の指導により遊泳用プールの衛生基準に基づいて、監視指導を実施しています。

表5 プール施設数・監視指導の状況

種別	施設数 (年度末)		監視対象 施設数	監視指導 施設数
		うち休業数		
令和元年度	16	0	16	16

15 研修生・実習生の受入れ

県内唯一の中核市保健所であり公衆衛生の拠点としての機能および役割を学ぶとともに、実際の体験を通して理解を深めることを目的に、看護学生等の実習生の受入れを行っています。

表 実習生受入状況

学 校 名	種別	期 間	人数
福井大学医学部看護学科	看護	令和元年 6月24日～7月 5日	3
福井県立大学看護福祉学部看護学科	看護	令和元年 7月18日～8月 8日	3
		令和元年 8月28日～9月19日	3

福井市保健所



交通のご案内

- JR 福井駅下車 徒歩 15 分
- 市内バス 商工会議所下車 徒歩 2 分
- 福鉄電車 商工会議所前下車 徒歩 2 分

〒918-8004 福井市西木田 2 丁目 8-8
保健企画課 TEL (0776) 33-5182
保健予防室 TEL (0776) 33-5184
保健支援室 TEL (0776) 33-5185
生活衛生室 TEL (0776) 33-5183

FAX (0776) 33-5473